



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの 伝言板

■人の動き

4月末現在（前月比）
人 口：4,363 人 （－ 3）
男：2,130 人 （＋ 5）
女：2,233 人 （－ 8）
世帯数：2,095 世帯 （＋ 15）



■救急・火災

令和8年1月～4月末
救 急： 76 件
火 災： 3 件



使用料などの納期限

6月1日	町営住宅使用料（5月分）、定住促進住宅使用料（5月分）、固定資産税（第1期）、軽自動車税
6月25日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
6月30日	町営住宅使用料（6月分）、定住促進住宅使用料（6月分）、町道民税（第1期）、国民健康保険税（第1期）、介護保険料（第1期）



訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
 1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
 1. きまりを守り、明るい町をつくります。
 1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
 1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。
- 【昭和45年8月1日制定】

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に關係するものに限り）も納付することができます。

○と き 6月10日(水)・7月8日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

町道民税・国保税の 第1期納期限は6月30日

町道民税と国保税の第1期分納期限は、6月30日(火)です。なお、納税通知書は6月10日(水)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

○問合せ 町民課町民税係（☎ 47-2193）

バリアフリー改修住宅の 固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅）について、令和13年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度1年分に限り1戸当たり100㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。減額を受けるためには、改修後3か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真（改修前後）などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

○居住者の要件

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・障がいのある方

○対象となる改修工事

次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもの（令和8年3月31日までに改修された住宅は、床面積50㎡以上280㎡以下であること。令和8年4月1日から令和13年3月31日までに改修された住宅は、床面積40㎡以上240㎡以下であること。）

廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

○問合せ 町民課資産税係（☎ 47-2193）

認定こども園の運動会

皆さんのご声援をお願いします。

○と き 6月20日(土)8時30分

※雨天時は27日(土)に実施します。

○ところ

認定こども園「わくわく園」グラウンド

○問合せ

認定こども園「わくわく園」（☎ 47-2622）

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年6月23日から29日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

○と き 6月24日(水)13時～16時

○ところ

釧路地方法務局北見支局2階会議室
（北見市高砂町14番14号）

○相談員

北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員

○問合せ

- ・釧路地方法務局北見支局（☎ 23-6152）
- ・町民課町民生活係（☎ 47-2203）

税務職員募集

○受験資格

- ・令和8年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から3年経過していない方
- ・令和9年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方

○申込受付期間（インターネット申込み）
6月12日(金)9時～24日(水)（受信有効）

○第1次試験（基礎能力試験・適性試験・作文試験）
9月6日(日)

○第1次試験合格者発表日
10月8日(水)

○第2次試験（人物試験・身体検査）
10月14日(水)～23日(金)のうち指定する日

○最終合格者発表日
11月17日(火)

※詳細は右記 QR からご確認ください。

○問合せ

・札幌国税局人事第2課採用担当
（☎ 011-231-5011 内線 2315）

・北見税務署総務課（☎ 23-7151）



くらしの伝言板

訓子府町の財政状況

訓子府町財政事情説明書の作成及び公表に関する条例により、令和7年4月から令和8年3月までの財政事情をお知らせします。

この公表は、町民の皆さんに町の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを知っていただくために行うもので、年2回、6月と12月に行っています。

※詳細は右記 QR からご覧ください。

○問合せ 政策推進課財政係（☎ 47-2115）



空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

また、空き家や空き地を賃貸・売却したい場合は、空き家・空き地バンク制度をご利用ください。詳細は右記 QR から町ホームページをご覧ください。

○害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りをしましょう

○景観を損ねないように定期的に清掃をしましょう

○問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117）



介護保険料を通知

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。

介護保険料基準月額とは昨年同様5,650円です。

介護保険料の納付方法は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で年間の保険料額と納付方法を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は6月30日(火)です。

○問合せ

福祉保健課介護保険係（☎ 47-5555）

人の伝言板
動き